

諮問庁：外務大臣

諮問日：平成29年9月1日（平成29年（行情）諮問第359号）

答申日：平成30年5月15日（平成30年度（行情）答申第55号）

事件名：特定国会議員のワシントン訪問日程等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

以下の2文書（以下「本件対象文書」という。）につき，その一部を不開示とした決定について，諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分は，不開示とすることが妥当である。

文書1 特定国会議員ワシントン訪問御日程

文書2 国会議員に対する便宜供与実施報告

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し，平成18年6月20日付け情報公開第01879号により外務大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について，原処分の取消しを求める。

2 異議申立ての理由

（1）異議申立書

ア 情報開示請求

異議申立人は，平成18年4月13日，処分庁に対して，法に基づき，平成12年2月に特定国会議員が訪米した際に，在米日本大使館が行った全ての会食および供応に関する支出証拠，計算証明書と関する計算書等一切及び会食の目的趣旨を記載した文書の開示請求をした。

処分庁は平成18年5月10日に情報公開請求を2件に分割する補正を要求し，異議申立人は同月16日に情報公開請求書を2件にする補正を行った。

イ 開示決定等通知

処分庁は，平成18年5月22日，法10条2項による決定期限の延長を行った。その後処分庁は平成18年6月20日に次のように本件処分を行った。

（ア）支出根拠，計算証明に関する計算書等一切については存否応答拒否

（イ）目的趣旨を記載した文書を処分庁は2文書とし

- a 訪問日程については部分開示
- b 便宜供与実施報告については不開示

ウ 異議申立ての理由

異議申立人は処分庁に対して別途に、「平成11年度在米日本大使館国会議員便宜供与ファイル」の開示等決定に対して異議申立てを行っており、情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）が、平成17年8月25日に答申（第238号）を行い、これに基づいて処分庁が平成18年6月13日付けで行政文書を開示した。

本件処分に係る情報公開請求は、この答申および開示文書のうち文書2の特定国会議員について明らかになった、平成11年2月に同議員訪米の際に在米大使館が費用を負担した会食供与について、その支出決裁文書及び目的趣旨を記載した文書を請求したものである。

在米大使館が公費を支出して負担した同議員に対する会食供与に係る、支出決裁文書、訪問日程及び便宜供与実施報告は全て開示すべきであり、本件処分の取消しを求めるものである。

(ア) 支出決裁文書の存否応答拒否処分について（以下略）

(イ) 訪問日程の部分開示処分について

答申とそれに従って今回開示された懇談・夕食会以外にも、開示文書の詳細日程のうち墨塗りされた箇所に、大使館が費用を負担した接待供与が何件かあることが推認できる。これらの接待供与の日時・場所・同席同行した大使館職員を不開示とすることは、前述の理由により不当違法であり、処分を取り消すべきである。

(ウ) 便宜供与実施報告の不開示処分について

上記アで述べたように、答申は大使館が公費を支出して行った懇談・夕食会について、その目的・趣旨を審査で詳しく調べ、公務性があること、不開示とする理由がないことを明らかにしている。処分庁は開示決定等通知に当たって、異議申立人の情報公開請求に対して、便宜供与実施報告なる文書を特定した。この文書を全面不開示とすることは答申の趣旨に反し、不当違法であり処分を取り消すべきである。

(2) 意見書

ア 異議申立ての対象文書は、支出決裁文書と趣旨目的文書である。

異議申立人は、平成12年2月に特定国会議員が訪米した際に、在米日本大使館が行った全ての会食および供与に関する、支出証拠、計算証明に関する計算書等一切及び趣旨目的を記載した文書の情報公開請求をし、平成18年4月13日付けで受理された。

諮問庁の補正要求により、同年5月16日に情報公開請求を2件に

分割する補正を行った。異議申立てに係る行政文書は、平成18年6月20日付けの次の2件の行政文書である。

(ア) 支出決裁文書（開示請求番号2006-00558）

(イ) 趣旨目的を記載した文書（開示請求番号2006-00629）

イ 諮問庁は支出決裁文書を諮問から外している。（以下略）

ウ 存否応答拒否処分取消訴訟の確定判決を受けた支出決裁文書の開示はない。（以下略）

エ 存否応答拒否訴訟は、外務省全面敗訴、会合会食場所開示である。（以下略）

オ 開示した支出決裁文書は、会合会食場所・領収書が黒塗りである。（以下略）

カ 会合会食場所は審査会答申が開示を指示し、すでに開示されている。（以下略）

キ 外務省は支出決裁文書と便宜供与実施報告を速やかに開示すべきである。（中略）

また、本件異議申立てに係る趣旨目的を記載した文書のうち、便宜供与実施報告について諮問庁は、理由説明書下記第3の3（2）でファックス番号以外を今般開示するとしているが、この開示の時期について、異議申立人が諮問庁に問い合わせたところ、「今回の審査会で答申が出た後に追加開示する予定」と回答した。これも不当である。

諮問庁はこれら支出決裁文書と便宜供与実施報告を、審査会への諮問及び審査会の審査と関わらせることなく、速やかに開示すべきである。

ク 本件の処分に関する判断は現時点で行うべきである。

本件異議申立ては平成17年8月17日に外務省に対して行っているが、外務省は特段の事情なく、約11年後の平成29年9月6日（原文ママ）に審査会に諮問を行った。

法の趣旨からして、処分庁は直ちに審査会に諮問することが前提となっているところ、専ら行政庁の怠慢により約11年も諮問を行わなかった。本件で「処分時説」を適用し、事の当否を判断するのは著しく不当である。現時点での開示の当否を判断されたい。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

外務省は、平成18年4月13日付けで受理した異議申立人からの開示請求「平成12年2月に特定国会議員が訪米した際に、在米日本大使館が行った全ての会食の目的趣旨を記載した文書」に対し、2文書を特定の上、1文書を部分開示、1文書を不開示とする原処分を行った（平成18年6

月20日付け情報公開第01879号)。

これに対し、異議申立人は、平成18年8月17日付けで原決定の取消しを求める旨の異議申立てを行った。

2 本件対象文書について

本件異議申立ての対象となる文書は、「特定国会議員ワシントン訪問御日程」(文書1)、及び「国会議員に対する便宜供与実施報告」(文書2)の2文書である。

3 不開示とした部分について

(1) 文書1には、平成12年2月2日から6日まで特定国会議員がワシントンを訪問した際の日程が記載されている。不開示部分の特定にあたっては、異議申立人が平成14年3月12日に開示請求を行った「平成11年度在米日本大使館国会議員便宜供与ファイル」の決定について、右を不服として平成15年2月13日に異議申立てを行った事案に対し、平成17年8月25日付けで審査会が、国会議員の公式日程以外に関する情報のうち、「大使館主催昼食会、公使主催昼食会、公使との懇談、参事官主催夕食会の日程、場所に関する情報の不開示情報該当性については、(中略)法5条6号には該当せず、同条1条ただし書イに該当するものとして、開示すべきである。」との答申(平成17年度(行情)答申第238号)を行ったことから、右答申を踏まえて対応したものである。文書1において不開示とした部分のうち、1枚目25行目及び26行目の日程については、公式日程に該当しない上、個人的な嗜好や人間関係に係る個人に関する情報が含まれているため、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあることから、法5条1号に基づき不開示とした。また、その他の不開示部分についても、公式日程以外に関する情報であり、公にすることにより個人の権利利益を害するおそれがあるほか、これらの日程については相手国との意見交換や情報収集を行うに当たり公にしないことを前提として実施されたものであり、公になれば他国との信頼関係が損なわれ、ひいては在外公館の適正な事務の遂行にも支障を来すおそれがあるため、法5条1号、3号及び6号に基づき不開示とした。

(2) 文書2については、改めて精査した結果、在米国日本国大使館の非公表かつ現在も使用中のファックス番号については、公にすることにより、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、法5条6号に該当し、不開示とするが、その余の不開示箇所については、開示可能な情報と認められることから、今般開示することとする。

4 異議申立人の主張について

(1) 文書1について異議申立人は、上記3(1)の答申に従って今回開示された懇談・夕食会以外にも、開示文書の詳細日程のうち黒塗りされた

部分に、大使館が費用を負担した接待供応が何件かあることが推認できるとした上で、大使館が費用を負担する限り、これらの接待供応の日時・場所・同席同行した大使館職員にとっては、それは公務性のある業務であり、当該職員を不開示とすることは、不当違法であり、原処分を取り消すべきと主張する。

しかしながら、本件に関連して異議申立人から請求のあった、平成12年2月の特定国会議員の訪米に際して在米日本大使館が行った全ての会食及び供応に関する支出証拠、計算証明に関する計算書等一式に係る開示請求（2006-00558）において、平成19年9月20日になされた東京地裁裁判（平成18年（行ウ）694）及び平成20年5月29日になされた東京高裁判決（平成19年（行コ）345）を受け、当省はこれらの日程を含む特定国会議員の訪米日程に係る証拠書類及び計算証明に関する計算書等一式については開示済みである。したがって、不開示箇所に大使館が費用を負担した接待供応があることが推認できるという異議申立人の主張にはもはや理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

- (2) また、文書2について異議申立人は、上記3(1)の答申は大使館が公費を支出して行った懇談・夕食会（注：特定日に行われた公使との懇談及び参事官主催夕食会を指す）について、その目的・趣旨を審査で詳しく調べ、公務性があること、不開示とする理由がないことを明らかにしており、本件情報公開請求の対象として特定された文書2を全面不開示とすることは答申の趣旨に反するとして、原処分の取消しを求めている。しかしながら、上記3(2)のとおり、今般新たに追加開示を実施することにより、異議申立人の主張にはもはや理由がない。

5 結論

上記の論拠に基づき、外務省としては、文書1について、原決定を維持することが適当であると判断するとともに、文書2については、在米国日本大使館のファックス番号のみ法5条6号に基づき不開示とし、その余の部分は開示することとする。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|--------------|---------------|
| ① 平成29年9月1日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 同年10月10日 | 審議 |
| ④ 同月31日 | 異議申立人から意見書を收受 |
| ⑤ 平成30年4月17日 | 本件対象文書の見分及び審議 |
| ⑥ 同年5月11日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、文書1及び文書2である。

諮問庁は、本件対象文書の不開示部分のうち、上記第3の3(2)に掲げる部分は開示するが、その余の部分については法5条1号、3号及び6号に該当し、なお不開示とすべきとしていることから、以下、本件対象文書の見分結果に基づき、不開示情報該当性について検討する。

2 不開示情報該当性について

(1) 個人に関する情報について

ア 懇談等の相手方の氏名等

文書1の1枚目の9行目、10行目、21行目、24行目、31行目及び32行目並びに2枚目の1行目の不開示部分には、特定国会議員が懇談及び会見等を予定していた相手であるところの団体関係者の氏名等が記載されており、法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。

法5条1号ただし書該当性について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁からは、上記不開示部分に係る日程については、特定国会議員個人の人間関係に基づき公にしないことを前提として行われるもの、又は、懇談が行われること自体は公にするものの懇談の具体的な相手方の氏名までは公にしないことを前提に行われるものであるとの説明があった。

上記の諮問庁の説明を踏まえれば、当該部分における懇談等の相手方の氏名等については、法5条1号ただし書の法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報であるとは認められず、同号ただし書口及びハに該当すると認めるべき事情も存しない。

また、当該部分は、いずれも特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分であり、法6条2項に基づく部分開示もできない。

したがって、当該部分は、法5条1号の不開示情報に該当し、同条3号及び6号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

イ 特定国会議員の公式日程以外に関する情報

文書1の1枚目の19行目、20行目、25行目、26行目及び34行目並びに2枚目の6行目の不開示部分には、特定国会議員の公式日程に該当しない当該国会議員の個人的な情報が記載されており、法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名その他の記述により特定の個人を識別することができるものに該当する。

当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁からは、上記不開示部分については、公式日程以外に関する情報であって公にしないことを前提としたものであるとの説明があった。

以上を踏まえれば、当該部分は、いずれも、法5条1号ただし書イの法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報であるとは認められず、同号ただし書ロ及びハに該当すると認めるべき事情も存しない。

また、本件対象文書においては特定国会議員の氏名が開示されていることから、法6条2項による部分開示の余地はない。

したがって、当該部分は、法5条1号に該当し、同条3号及び6号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(2) 我が国政府機関の非公表のFAX番号について

文書2の不開示部分には、国の機関の非公表のFAX番号が記載されている。

当該部分は、これを公にすることにより、緊急用及び部外との連絡用の連絡先が明らかとなって、いたずらや偽計等に使用されることにより、国の機関が必要とする際の緊急の連絡や部外との連絡に支障を来すなど、国の機関の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるので、法5条6号柱書きに該当し、不開示とすることが妥当である。

3 異議申立人のその他の主張について

異議申立人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 付言

本件諮問は、異議申立て後、約11年が経過してから行われていることにつき、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁からは、本件諮問に際して事実関係を確認するのに時間を要したとの説明があった。しかしながら、本件異議申立ての趣旨及び理由に照らしても、諮問を行うまでにこれほどまでの長期間を要するものとは到底考え難く、本件諮問は、遅きに失したといわざるを得ない。

このような対応は、「簡易迅速な手段」による処理とはいえず、行政不服審査制度の存在意義を否定しかねない極めて不適切なものである。諮問庁においては、今後、開示決定等に対する不服申立事件における処理に当たって、迅速かつ的確な対応が強く望まれる。

5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号、3号及び6号に該当するとして不開示とした決定については、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分は、同条1号及び6号柱書きに該当すると認められるので、同条3号について判断するまでもなく、不開示とすることが

妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子, 委員 池田綾子, 委員 中川丈久